

第4回盛岡地方裁判所委員会，第4回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

10月22日（金）午後2時～午後4時35分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室（5階）

第3 出席者

（委員）

家子洋子，石橋乙秀，氏家康雄，岡崎正道，熊谷隆司，小池覚子，田中康郎（委員長）高橋譲，鷹嘴紅子，藤原良夫，松本直子，丸山仁，三浦哲夫，村上満男，吉田誠一（五十音順，敬称略）

（盛岡地方裁判所委員会委員，盛岡家庭裁判所委員会委員，盛岡地方裁判所委員会，盛岡家庭裁判所委員会兼務委員）

（庶務）

池田地裁事務局長，志村家裁事務局長，齋藤民事首席書記官，佐々木刑事首席書記官，富山首席家裁調査官，櫻井首席家裁書記官，穴戸家裁総務課長，石川地裁総務課課長補佐，山口地裁庶務係長，泉家裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判委員会合同議事

1 開会（総務課長）

2 開会あいさつ（田中委員長）

3 前回意見等に対する裁判所の検討結果等

意見交換に先立って，前回提示した裁判所の広報の在り方に関する検討事項について，(1)のとおり庶務担当から報告があり，(2)のとおり質問等がなされた。

(1) 裁判所の広報の在り方に関する検討事項及び検討・実施結果

① パンフレット等の配布先について

裁判員制度の広報パンフレットを県内の官公署，学校等約140箇所に約1万枚を配布するとともに，大型ポスターを官公署，学校のほか，道の駅27箇所に配布した。今後，ポスターを県内約60箇所の郵便局に配布することを検討している。

② 裁判官の出張講演の講演先について

所長が，9月28日（火），「岩手情報文化研究会」（会長・三浦宏岩手日報社社長）において，「新しい裁判員制度の意味するもの」と題して講演したほか，11月24日（水），岩手大学人文社会科学部の学術講演会において，講演を行

う予定である。また、現在、中学校との間で出前裁判教室実施についての打合せを行っている最中であり、今後もできる限り出張講演にも力を入れていきたい。

③ 裁判所の見学・裁判傍聴の市民等への周知方法について

総務課長が、4月末、ラジオ番組に出演して、裁判傍聴を勧める広報を行うとともに、官公署、学校、図書館等に各種イベント案内を送付した際には、裁判傍聴が自由にできる旨の記載のあるパンフレット「法廷ガイド」を同封した。今後もこのような機会を増やして積極広報に努めたい。

④ 一般市民を対象とした「公開講座」について

10月3日(日)、「刑事模擬裁判」、「所長講演」及び「庁舎見学会」を内容とする「裁判所公開講座」を開催した。

⑤ 法教育に対する主体的なかかわり方について

小・中学校生徒の裁判所見学や法廷傍聴の際に、裁判所のあらましや裁判の仕組みを内容とするパンフレットを配布するとともに、裁判員制度における国民の権利・義務について説明した。

⑥ インターネットのHPの工夫について

最高裁ホームページにリンクしている下級裁判所コーナーに、盛岡地家裁の主な行事や手続案内等を随時掲載している。

⑦ マスコミへの業務内容等の提供(情報発信)について

裁判取材や随時の取材対応の機会に日常的な情報発信を行っている。

また、受動的対応から能動的対応へと発想を転換し、より積極的な情報発信に取り組むたい。

⑧ 不動産競売物件等情報のファクシミリサービス、インターネットサービスの利用促進について

ホームページ上に、不動産競売物件等情報のファクシミリサービスについての案内と期間入札の予定等を掲載している。

また、日刊紙又は新聞チラシで不動産競売物件等に関する情報を提供している。

さらに、全庁の競売物件閲覧室にファクシミリサービスシステムについての説明書を備え付けている。

なお、不動産競売物件等情報をインターネット上から取り出せるようにする方法を検討中である。

⑨ 法廷の公開、非公開の別が分かるような工夫について

法廷入り口に貼付している開廷予定表に、公開、非公開の別を明示することとした。

⑩ 電話による相談について

手続に関する簡易な相談には対応しているが、詳しい事情を聴取した上で具体的な手続方法を教示すべき場合には、電話による対応は適当でないと考えている。

限られた数の電話回線を、特定の相談者が占有することによる支障が危惧されるからである。

⑪ インターネットを利用した申立ての実験について

本年7月1日から札幌地裁において民事訴訟手続の一部(期日指定、変更)に

ついて、オンライン申立てを開始した。この運用結果を踏まえ、順次拡大されることになる。

(2) 検討事項及び検討結果に対する質問等

○ 今回の報告のような形で広報活動を積極的に行っているのは、非常に結構なことだと思う。その活動によって裁判所として手ごたえをどのように感じているかが知りたい。実際にどれだけ市民に浸透したのかとか、あるいは聴衆や参加者からこういう反応があったのでこういう課題が残っているとか、そういったこともお聞かせ願いたい。また、インターネットの関係で、札幌地裁において民事訴訟手続の一部についてオンライン申立てを開始したということだが、実験としてまず札幌から始めたということなのか、又は、札幌が条件がそろっているので本格的運用を始めたということなのか、さらに、その運用結果によって順次拡大の方向にあるということだが、全国的にどう広がっていくのか、盛岡の開始時期はいつかといった今後の展望を、分かる範囲で教えてもらいたい。

○ (庶務担当)

第1点の裁判所の手ごたえということに関しては、10月3日の日曜日に開催した「裁判所公開講座」に即して説明をしたい。

この講座は、午前、午後の二部に分けて2回開催し、それぞれ40人の合計80人の定員で公募したところ、これを大幅に上回る91人の応募があった。講座の内容は午前・午後とも三つのパートに分かれており、初めに刑事裁判手続の概略を理解していただくための「刑事模擬裁判」を、次に新しく導入された裁判員制度に関する「所長講演」を行い、最後に「庁舎内見学」と銘打って、裁判所が普段公開していない部屋を見ていただくという企画で実施した。

この公開講座に関して参加者にアンケートを求めたところ、91人の参加者中71人から回答をいただいた。アンケート結果によれば、「裁判員制度がよく理解できた、自分が選ばれたらぜひ裁判員として取り組みたいと思った」とか、「このような行事は年に何回かあればよい」とか、また、「公開講座は次回はいつ頃あるのでしょうか」といった回答が数多く寄せられ、非常に好評だったという手ごたえを感じている。

裁判所としては、今後ともこのような公開講座等の開催を積極的に行っていきたいと考えている。

第2点のインターネットによるオンライン申立てに関しては、今年7月1日から札幌地方裁判所において、民事訴訟手続のうち期日指定の申立てと、期日変更の申立てのみについて、実験的にインターネットを利用して申立てを受け付けることができるようにしたものである。これは、今後の裁判所における各種手続のオンライン化の基礎になるものと位置付けられており、裁判所に直接出向くことなく自宅や勤務先から各種申立て等を行うことが可能となる環境作りの第一歩として考えられている。今後の展望に関しては、ごく一部の手続についての実験的な運用ということもあって、現時点においては、いつどのような規模で手続を行えるようになるのか、あるいは盛岡への導入時期がいつかといった点については、確定的に説明できる材料はない。

○（委員長）

公開講座に実際に関与した立場から一言申し上げると、本日配布の「事務局だより」の裏面の「参加者から寄せられたアンケートには」の箇所に記載のとおり、「裁判の流れと仕組みが分かり勉強になった」という趣旨のことが書かれたものがかなりあった。アンケートの提出者については、世代も、どういう立場の方かも分からないが、これらのアンケートを見て、市民自らが裁判に参加して行う「刑事模擬裁判」のメニューには、感銘力に大変強いものがあったのではないかと印象を持った。

配役に当たった方の中には、本物の裁判長よりも風格があるのではないかとさえ思わせる方もおり、そこに学生も混じって、皆さんが真剣に、一所懸命になって役柄に取り組んでいた。私も、公判手続のところどころに解説を挟む形で参加させていただいたが、傍聴席の方も本物の裁判のような感じで目を輝かして傾聴していたように思う。今後とも県民参加型のメニューを基軸に置いて、「身近な裁判所」への取組を考えていきたい。

裁判員制度については、10月21日付け岩手日報の夕刊に、15歳の中学生の投書が載っていたが、そこでは、公開講座で、国民として裁判にかかわることの責任意識を持つことの大切さと将来は裁判に参加して貢献したいとの決意が述べられていた。大変しっかりした意見を拝見して、「後生畏るべし」という感想を抱いた。

さらに、所長講演には、若い方から年輩の方まであらゆる世代の方が来られるのではないかとこのことを念頭に、どのような説明をしたら参加者に等しく裁判員制度導入の意義と課題や制度の仕組みを理解していただけるかという点について配慮したつもりである。全員のアンケートを拝見したところでは、比較的若い方から年輩と思われる方までおしなべてこれらについてよくご理解をいただき、制度の導入を真剣に受けとめてもらったという実感である。裁判員に選ばれた場合には、裁判所の正面玄関から、盛岡であれば石割桜の内側に堂々と胸を張って入っていただけるのではないかと思った。

4 意見交換

協議テーマ「裁判は時間がかかりますか」について、次のような意見交換がなされた。

なお、意見交換に先立って、庶務担当から、民事事件、刑事事件及び家裁事件の審理期間等に関する説明があった。

（民事事件について）

○（庶務担当）

民事事件における審理期間は、第一審において訴状提出から判決言渡、和解成立及び取下げ等の事件終局までに要した期間である。

平成15年度の平均審理期間は、全国では8.2箇月で、盛岡地裁の本庁及び支部の平均では9.1箇月である。この平均審理期間は、市民対市民の権利関係に関する通常訴訟の例であり、市民が行政庁を相手にした行政訴訟や、第一審が

簡易裁判所で、地方裁判所が控訴審となった事件などは含まれていない。

また、審理が長期化する傾向にある医療訴訟の平成15年度の平均審理期間は、全国で27.7箇月で、通常訴訟の審理期間の3倍以上の時間を要している。

なお、長期化の原因は、事件が複雑であったり、専門的な事件であったりして、当事者と裁判所の双方が争点の解明に時間がかかってしまい、適切な主張整理ができないまま時間が経過してしまうことや、裁判所の判断を補助する専門家の活用が十分でないことなどが指摘されている。

その対策としては、裁判所が早い段階で最終解決の時期を見通した審理計画を立て、その計画に沿った審理をして迅速に判決することや、手続の早い段階で専門家の助言を得ることなどが挙げられ、それに沿った内容の改正民事訴訟法が本年4月から施行されている。裁判所としても法改正の趣旨に沿って、迅速な審理を行う態勢作りに努めている。

- 事件が終了する理由として、判決、和解、取下げなどがあるとのことであるが、取下げの中には、審理に余りにも時間がかかり過ぎるために取り下げるというのも現実にはあるのではないかと思われる。このような取下げはどれくらいの比率で存在するのか。
- 裁判所委員として申し上げるが、審理が長期間かかっているからという理由で取り下げる事例というのは、極めて例外的な事案ではないかと思う。統計的な数字では、判決が5割、和解が3割強、取下げが2割弱という実態にある。取下げの理由として、実質的に和解ができたことによる場合や、裁判所を抜きにして当事者同士で話し合いがついた場合のほか、被告が破産したために貸金などが回収できないことが明らかになったような場合も考えられる。そのほかにも、裁判所が認識していない取下げの理由があることは否めない。
- 弁護士としての私の経験では、時間がかかっているから取り下げるというのはまずあり得ない。取下げの理由は、裁判所委員が述べたような事情のほか、敗訴の色が濃くなったので、撤退するという理由も考えられる。なお、盛岡地裁では、本庁よりも支部の方が審理期間が長いと感じている。
- 私も、弁護士として、訴訟提起の段階で依頼者に意思の確認をした上で、訴訟進行の見通しも立てているので、審理期間が長いからという理由だけで取り下げることはない。ただ、訴訟提起前に依頼者と打合せをする際に、費用の問題、相手方の応訴姿勢等の事情いかんによってはある程度審理期間がかかるという話をしている。その時点で、依頼者の追求する利益、例えば経済的利益やそれ以外の様々な利益と審理期間とを天秤にかけてみて、訴えを断念することもないわけではない。
- 一つの裁判で何回裁判所に来なければならないのかがよく分からない。歯医者予約のように、患者のニーズに合わせて、適宜の時間に適宜の回数だけ診療する方法は裁判にはないのか。

また、審理期間が長期になる理由について、件数が多く、それに見合うだけの裁判官や弁護士の数が足りないためとばかり思っていたが、適切な主張整理ができないまま時間が経過してしまっているとか、専門家が活用されていないといっ

たこともあるとうかがい意外に思った。裁判の関係者は頑張っているとは思いますが、遅延理由が今のようなものであるとすれば、一般市民としては、何かもう少し頑張ってもらいたいという印象である。

裁判費用の観点からすると、裁判の回数が気になるころであるが、費用がかかり過ぎて途中でやめる人もいるのかと思っていましたが、そうでもないということは、借金をしてでも裁判をする人がいるということになる。裁判が長くかかれば、それだけ当事者の精神的苦痛も増幅されると思うが、当事者の意向で裁判の回数が決まるということも素人には分かりにくい。

- 1点目の裁判所に何回出てくることになるのかという点であるが、裁判所ではただ今指摘のあった「診療の予約方式」のような期日指定の方法をとっている。

出てくる回数は何回になるかは、争点整理の期間、証拠調べの期間、和解の期間というものがあり、それぞれの期間がどれぐらいかかるかは、事件によって様々である。

当事者の言い分が多くて言い尽くすのに時間を要し、争点の整理ができにくい事案の場合には、裁判所に出てくる回数も多くなる。

裁判所が次の期日を指定する場合には、大体1箇月先をめぐりに、当事者双方の都合のいい日を打ち合わせているので、その前後ころに期日が入る例が多い。争点の整理が終わった段階で証人と本人の尋問を実施する、あるいは和解の手続として話し合いの機会を作る、というように、事案の内容や手続の性質がどのようなものであるかによっておいでいただく回数も異なるということになる。

2点目の長期化の原因については、当事者側の問題として、庶務担当から説明のあったように、適切な主張整理ができないために的確な争点整理を行えず時間を要すること、運用の課題として、専門家の活用が不十分であるという問題があったこと、また、体制の問題として、裁判官の数が足りないということも一つの原因にはなり得ると考える。

3点目の費用の点のご指摘があったが、長くかかればそれだけ費用もかかってしまうというのが現状であり、そういう観点からすると、できる限り審理の期間を短くするというのも「利用しやすさ」の観点ともつながりがある重要なポイントではないかと思う。今日は、いかに審理を速くすることができるのかという方策などの意見を聞かせていただきたい。

- 弁護士としては、裁判制度という公的な仕組みの中で仕事をしているので、依頼者の利益を守るだけでなく、公的な責任を担っているものと思っている。ただ、非常に忙しくて、なかなか期日が入らない事務所がある。事件の質にもよるが、期日が入るのが1箇半月や2箇月先になるなど、事件を引き受け過ぎているのではないかと思われるような事務所もある。結局、適正規模の事件等の受任又は事件の数に応じた事務所の態勢や事務員の態勢を整えて、相手に迷惑をかけずにきちんと対応するという必要であり、自戒を込めて考えたい。

ただ、最近は訴訟関係者の意識も事件の迅速処理に変わってきたことは間違いない。以前は訴訟の進め方一つにしても、何か駆け引きというようなことで、書面の出し惜しみをするとといった時期もあったが、昨今は、争点を比較的早期に明

らかにして、正々堂々とぶつかっていくという方向に改善されつつある。なお一層の努力が必要であると考えている。もう一つは、事案によってある程度時間をかけなければならない事件もあるが、保全処分などの場合には、通常、数日で申立書と証拠書類をそろえて裁判所に提出し、仮の処分を出してもらうということをしているわけであるから、私ども弁護士もできるだけ早く主張と証拠を出すような一層の意識改革が必要ではないか。

- 私は人的、物的な不足を指摘したい。裁判官、書記官が不足しているし、弁護士も不足している。法廷も不足していて、やりくりして開廷している状況にある。例えば、アメリカでは「マイコート」と言って裁判官が自分の法廷を持っており、毎日でも使えるので、非常に期日を入れやすくなっている。

先ほど事件を抱え過ぎている弁護士事務所の指摘があったが、依頼を断った場合には、その依頼主はどこに頼んだらいいのかということを考えて末、結局は受任してしまうこともあると思う。

平成15年4月1日現在で岩手県には46人の弁護士がおり、あと1箇月ぐらいで54人に増える予定である。ここ1年で8人増えることになるのは、非常に画期的なことだが、それでも弁護士が足りない。

私は、一時、受任事件を数えたら全部で250件あり、減らしたことがある。100件ぐらい抱えている弁護士は数多くおり、適正受任規模をはるかに超えている。したがって、弁護士が増えない限り期日が入らないのは宿命であり、それが遅延の原因である。そこで、意識的に弁護士を増やそうと活動しており、平成13年に、その5年後か10年後ぐらいで80人態勢という目標を掲げている。

事件を数多く抱えていると、執務を計画的にできない。例えば、裁判があった1週間後に依頼者に会おうと計画してもほとんど実現しない。期日の1週間前ぐらいになって、慌てて準備書面を書き始めるといった状況にあり、日々忙殺されている。

民事裁判に時間がかかるという点については、それが過去の事実の存否を判断するという性質に起因するところがあると思う。会社であれば過去の資料をきちんと保管しているが、個人はそうではない。訴えられた場合にも、被告は、資料を一所懸命捜したり、記憶をたどりながら答弁をし、原告の反応によってだんだん記憶が喚起されるということもある。民事裁判手続の争点整理の期間というのは、まさにそういうやりとりをするところである。そのように考えてみると、民事裁判は、ある程度の時間をかけないと、証拠や記憶が当事者から出てこないという特徴を持つものであると思う。私は、盛岡本庁の審理期間は非常に短くなったと思うし、弁護士がついている事件の和解率は相当高いと思う。

裁判官にもいろいろ個性があり、和解の多い裁判官がいたり、判決を志向する裁判官もいる。しかし、いずれにせよ、大事件はともかく、8箇月ないし1年で事件は大体終わっていると思う。民事裁判の宿命というか、特徴という観点から越えられないハードルもあることを理解していただければありがたい。

- 日本全体又は岩手県において、5年ないし10年前と比べて民事裁判の件数は最近増えているのか。日本はアメリカのような訴訟社会と違って、裁判に訴える

ことをよしとしない傾向があると思う。ただ、近年は、国民が自己主張をする傾向にあり、その良し悪しはともかくとして、それがために裁判件数が増えているのか。また、裁判官の数が不足しているということだが、裁判件数が増えれば裁判官も増加させる必要がある。実際に数を増やしているのか。裁判官にも定年があると思うが、定年の後補充は行っているのか。裁判官が不足していれば、1人当たりの抱える裁判の数が多くなると思うが、5年後に導入される裁判員制度に向けて裁判官が増員され、それが、裁判の短縮化につながるのか。裁判官の判断を補助する専門家が活用されていないことも長期化の原因であるとのことだが、専門家とはどのような人を指すのか。

- 配布されている「データブック2004」に詳しく表われていると思うが、事件数及び裁判官の数についてもご指摘の裁判官の補充を含め、少しずつ増えていると理解している。
- 裁判官の増員は、事件が多くて、忙しいといわれている大規模庁を中心に行われており、岩手では、私が弁護士登録をしたころに比べると2人減っている。裁判官が多忙を極めているのは明らかであると思う。
- 裁判官の増員に関しては、裁判員制度が実際に立ち上がる前に集中審理を実効あるものにするためにも、裁判官の増員を視野に入れた検討が行われるものと思う。
- 専門家の活用については、いわゆる専門訴訟と呼ばれている訴訟事件を行う場合、例えば医者の医療ミスがあったのではないかとということで医療裁判が係属した場合に、裁判官は、診療内容の適切さについて判断する必要があるが、当事者から提出された資料の内容を理解できない場合もある。そこで裁判所の判断の補助として医学の専門家の知見を利用できることにすれば、手続を円滑、迅速、かつ適切に進めることができる。ほかの類型としては、建築関係の訴訟があるが、新築の建物に欠陥、瑕疵があるのではないかと、といった争点がある場合に、建物に瑕疵、欠陥があるかどうかの判断については、建築の水準というものを理解する必要がある。その場合、建築士からの援助を受けることによって、判断がしやすくなる。そのほかにも知的財産権を巡る訴訟についても専門家の活用が有用であると言われている。
- 専門家が余り活用されていないというのはどういうことか。
- 平成16年4月に施行された改正民事訴訟法より前の民事訴訟の運用の下では、調停の手続の中で専門家から知見を提供してもらうというシステムがあった。例えば、建築訴訟の場合に、調停の手続に建築士の資格を持つ調停委員に入ってもらい、調停手続を進めるという方法があった。ただ、その調停手続で利用した証拠を始めとする手続の成果が、調停が成立しなかったときに、その後の本裁判で十分に利用できない状態にあったことが問題であったように思う。

また、医師の場合、鑑定人という形で専門家としての判断あるいは知見を利用するという民事訴訟法の規定が存在したわけだが、鑑定人になってもらうことが非常に難しい状況にあった。理由としては、まず医師を鑑定人にする場合に、医師自体が非常に忙しいこと、特に臨床の医師は目の前に患者を抱えており、その

診断，治療にまず精力を注がざるを得ないことから，鑑定にかかわるだけの時間的余裕がないことが挙げられる。

次に，医師の場合，鑑定をすること自体が，医学界では余り業績にならないということを医師から聞いたことがある。

さらに，鑑定人として裁判所に呼ばれた場合，適正な判断者として裁判所の判断を助けるためにせつかく鑑定したのに，不利な内容の鑑定をされた当事者から，非常に失礼な質問を受けたり，人格攻撃をされたりする事例があった。それによって，鑑定人になった医師は，鑑定は金輪際引き受けるまいと思うわけで，鑑定人になってもらうことが非常に難しくなるという実態があった。専門家の利用という制度はあったが，それを裁判手続の中で利用するということが非常に難しいという例が非常に多かったということである。

なお，尋問で人格攻撃を受けたときに裁判所が守ってくれなかったとか，鑑定が終わっても，事件の結果を全く知らせてくれなかったといった意見を医師から聞いたことがあり，裁判所は反省をしたところである。

そこで，専門家の知見を利用していく法制度を整備し，専門訴訟に十分に対応するという趣旨から専門委員の制度が創設されたものと理解している。盛岡では，建築士に専門委員をお願いし，現に建築訴訟の中で専門委員として活躍してもらっている。

医療の関係では，専門が細分化しているので，まず岩手で当該分野の医師を確保できるかといった問題がある。また，岩手の医師の「医療ミス」が争われている場合に，岩手の医師に専門委員を依頼するのが非常に難しい状況にあるという問題もある。そのような観点から，専門委員としての指定は現在のところしていない。ただ，先ほどの鑑定の制度についての改善策として，平成13年6月から最高裁判所に医事関係訴訟委員会というものが設けられた。鑑定人の選任ができない場合には，こちらから依頼をして医事関係訴訟委員会から日本医学会等の団体を通じて適切な鑑定人候補者を挙げていただけるという制度が実現したので，運用面における改善が少しずつ図られているものと理解している。

- 専門委員は，それだけを仕事にしているのであれば格別，例えば建築士として普通の仕事をしていて，何かの折りにこれについて調べてくれないかと言われると，仕事の空いているときにしか調べることができない状況にある。建築士が意見を求められるのは，金銭的なこと，つまり建物に欠陥があったのではないか，建築費が高かったのではないか，又は安かったのではないか，そういう場面がどうしても出てくる。その場合，過去の事例が多く，過去の材料の値段と人件費の単価，使用した材料の数量といった細かいことを調べる必要がある。それが自分で書いた図面であればともかく，他人が書いた図面をまず理解し，その上で調査をするわけであるから，ある程度の時間がかかるのはやむを得ないものとしてご理解をいただきたい。
- 基本的に裁判に時間がかかるのは当たり前のことで，民事の平均審理期間が管内は本庁よりも1箇月長くなっていますというだけでは困る。現状を確認するだけでは前進にはつながらない。長くなっているのをどう短くしていくかということ

とを聞きたい。

民事裁判は8箇月でも長いのに、岩手県では更に1箇月長いということは、法曹の人数が足りないからだと思う。この足りない現状のPRが足りないから、審理も長くなるのである。今までは、裁判所は敷居が高いから、改善されずに先送りされてきているが、これからはきちっとやらなければいけない。法曹を増やすための態勢作りを国民合意の中でしていかないと、これから先は一步も進まない。極めて残念だったのは、岩手大学の法科大学院構想が簡単に先送りされたことであり、このようなことで司法を語れるのかを聞きたい。本来の自分たちの持っている権利を自ら放棄しておきながら、あれが足りない、これは長いという体質ではいけないと思う。

来年は、戦後60年の年に当たるとともに、少子高齢化社会を迎え、これから成熟した社会に向かうのか、それとも更に混迷した社会に向かうのかの分岐点である。これまで議論されているような問題を本質的に改善するためにも先送り体質を改め、今持っている課題をどのように克服したらよいかを考えるべきで、例えば司法制度でも地方で解決できるものは本気で地方で解決すべきであって、そうしないと、審理期間は縮まらない。

裁判は、短期間で終わるのがいいので、短い期間で的確な判断をする仕組みを今こそ作らなければならない。裁判所ばかりでなく、司法全体が積極的に何が足りなくて何をしなければいけないかということ十分にPRして、例えば県民と協議を重ねるといった工夫をしないと、裁判の期間は短くならないと思う。

○（委員長）

民事裁判の審理期間について、いろいろ質問や意見が出されたが、次に、刑事裁判の審理期間について協議するに当たり、基本的な情報についての認識を共有するために、庶務担当から若干の説明を行わせたい。

（刑事事件について）

○（庶務担当）

刑事裁判の審理期間というのは、検察官の公訴提起（起訴）から判決の宣告までに要した期間をいう。

平成15年における平均審理期間は、同年に判決宣告のあった全事件を平均した審理日数を指している。刑事事件は、昭和50年代の後半から平均審理期間が3箇月程度で推移している。このように迅速審理が行われている要因は、昭和50年代ごろから弁護士会、検察庁及び裁判所の法曹三者が協議会などで集中審理の運用に向けた議論を重ね、その結果、事前準備を徹底し、無駄のない証拠調べを実践した成果であると言われている。

刑事事件に関しては、2年を超えて係属する事件は非常に少なくなったが、アンケートの結果によると、一部の事件の中には、訴因が多数に上るもの、争点が複雑又は多数に及ぶもの、鑑定に時間を要するもの、弁護人が集中的な期日指定に応じないことによるもの、証人尋問、被告人質問において必要以上に詳細な尋問、質問が行われるもの、私選弁護人の辞任・解任により長期の中断を余儀なく

されたもの、争点整理が不十分なまま証拠調べを行ったことによるもの、裁判官の訴訟指揮、期日指定が十分に行われないもの、被告人の逃亡によるもの等の要因で事件が長期化しているものもある。

審理の充実・迅速化のための方策として、この度、刑事訴訟法が改正された。公判前整理手続や期日間整理手続の制度が設けられ、裁判官が第1回公判期日前や公判期日の間に、事件の争点や証拠を整理して、公判のための徹底した準備を行うことになった。これにより、審理の大幅な短縮が図られるものと考えている。

- 裁判長期化の要因のうち、「争点整理が不十分なまま証拠調べを行った」、「裁判官の訴訟指揮、期日指定が十分に行われなかった」という点について、具体的に説明願いたい。

- (庶務担当)

争点整理が不十分なまま証拠調べが行われたというのは、事前に事実関係についての争点や、証拠についての認否が調整されないで第1回公判が開かれ、そのまま証拠調べが実施されたような場合を指している。

期日指定が十分に行われなかったという点は、例えば、あらかじめ期日を一括して集中的に指定することなく、期日を開く都度次の期日を決めていくといった方法をとったために、期日の間隔が空いてしまったというような場合を指している。

裁判官の訴訟指揮が十分でないということに関しては、紹介できる具体例は思い当たらないが、適切に訴訟指揮を行わなければ長期化の原因になり得ることから挙げたものである。

- 検察官から見ると、争点整理が不十分なまま証拠調べが行われたというのは、当初に争点としていたものが変わったり、被告人の弁解が変わったりして別の争点が出てきて、それによって双方が新たな準備をしなければならなくなるといった場合もあると思う。

また、期日指定については、特に複数の弁護人がついている場合に、弁護人同士の都合が折り合わずに期日指定がうまく調整できないことがあり、その前提として、五月雨式の期日指定が行われたということが考えられる。

- 争点を確定しないまま証拠調べをすれば、証拠調べが散漫になるとともに、無駄な証拠調べをすることにもなる。裁判官の訴訟指揮というのは、争点をしっかりと確定させ、メリハリのある証拠調べを実施することを本旨とするが、「訴訟指揮が十分でない」というのは、例えば、俗に「漂流型訴訟指揮」と言われる如く、訴訟指揮が易きに流れる一方、争点が定まらないまま散漫な証拠調べが行われたことを指していると思う。

- 裁判が長いとはよく言われることだが、一般市民がテレビなどの報道で関心を持つのは大体刑事裁判だと思う。刑事裁判の審理期間は、全国で3.2箇月、盛岡で2.8箇月だから、言われているほど長くないし、外国と比べても長くないと資料に書いてあるが、民事裁判は外国に比べて長いのか、短いのか。長いと言われるのは、最終的に最高裁で決着がつくまでの期間が長いことが言われているのだと思う。それを含めての外国と比較したデータはないのか。外国と比較して

も余り意味はないかもしれないが、3箇月で終わっているのだから、いいじゃないかという話ではないような気がする。

- 配布された「データブック2004」の36ページに民事訴訟についてのアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本の数字が出ており、アメリカの場合が9.3箇月、イギリスが34.3箇月、ドイツが地裁で7.0箇月、フランスが大審裁判所で9.4箇月、このような数字が紹介されている。ただ、陪審制度や参審制度があるかないかによって大分審理期間も違ってくると思う。それで、第一審の審理期間を比較したのだろうと推測している。
- アメリカの陪審員裁判では、例えば無罪の評決が出た場合に検察官が控訴することができない仕組みになっているので、更に上級審で争われることはない。
- 日本で裁判員制度が始まると、同じようになるのか。
- 日本は陪審制度を採用せず、裁判員と裁判官とで構成される合議体が裁判をする裁判員制度を導入したので、基本的には控訴審が今までどおり機能することになる。
- 刑事事件では、自白事件が圧倒的に多い。この前、法廷傍聴した事件は、第1回公判期日で論告、弁論まで終了させて1回で結審し、次回に判決宣告となった。自白事件は、たった2回で終わることが多いので裁判が非常に短い。ただし、争う事件はどうしても半年はかかるのが実態である。そのため、例の特殊教団の事件などはとてつもなく時間がかかるということもぜひ知識として分かっていたきたい。

アメリカでは6.2箇月かかっているというが、アメリカは司法取引で一定の量刑を約束したりしているので、審理期間を日本と比較できるのは争う事件だけである。先ほど長くなる原因として、「争点がきちんと整理できない」というような指摘があったが、これに関連して弁護人の立場から現状を説明したい。裁判の2週間ぐらい前に裁判所から第1回の予定について聞かれるが、2週間前というのは、実は被告人が起訴されて、弁護人に事件が来て2週間ぐらいしか経っていない段階にある。争う事件では、警察が二十何日もかかって調べたことを、弁護人が2週間だけで結論を出すのは、ほとんど不可能に近い。本当に争った方がいいのか、執行猶予狙いで事実を認めてしまった方がいいのかという判断は非常に大事である。そうすると、そんな早く準備できないというのが本音である。期日の直前になって催促されて、弁護人の立場でいろいろ動くことになるが、どうしても時間がかかるのはやむを得ない。五月雨式の審理がよくないのはそのとおりだが、期日をどんどん入れられても、その間弁護人が、被告人に有利な証拠を見つけるために動けるかとなるとなかなか難しい。弁護士には捜査権限や強制力もなく、非力なので、弁護活動には時間がかかる。特に、検察官の証拠開示が全然なされない事件では、弁護人が有利な証拠を一から全部調べるとなるとかなり大変な思いをする。立証責任は検察官にあるとはいえ、現在の当事者主義訴訟の下では、弁護人が実質的に相当重い立証を課せられているところがあり、事前準備には、どうしても時間がかかる。

昔は1回結審は盛岡ではほとんどなかった。皆さんは、被告人は悪いことをし

た者だから罰すればいいと思われるかもしれないが、裁判は、教育の場であるという認識も必要である。1回結審だと被告人が裁判に出ても、何も分からず、教育的効果が及ばぬまま審理が終わってしまうことがある。法廷では、冒頭陳述とかいろいろ手続が行われるけれども、一般の人にはそれが何のことかも分からないことが多いので、我々が後からきちんと説明せざるを得ないが、1回結審して、次回が判決で終わってしまったのでは納得してもらえないこともある。審理に相応の時間をかけていた当時の方が教育的効果がむしろあったのではないかと、裁判には時間をかけた方が市民の安全にとっていいという面もあるのではないかと、いうことをぜひ考えていただき、1回結審で早く終わればよいという単純なものではないということもぜひ理解してもらいたい。

- 現在は、ほとんどの事件において、起訴後1箇月ぐらいのところから第1回公判期日が指定されてくる。そして、1回で結審すれば2週間後ぐらいに判決ということになり、検察官の公判立会は大体1箇月半ぐらいで終わっているのが実情である。

(家裁事件について)

- (庶務担当)

家事調停手続の審理期間というのは、申立てから調停成立、不成立、又は、取下げ等までの期間をいう。

家事調停の中で最も申立ての多い事件は夫婦関係調整事件で、通常、離婚調停と言われる事件である。盛岡管内の場合、平成15年度に受理した調停事件のうち、夫婦関係調整事件が全体の半数以上、比率にして55%を占めている。

家事調停事件の代表格である夫婦関係調整事件における盛岡管内の平均審理期間はおおむね3箇月以内で、全国の平均審理期間よりも短期間である。

家事調停の中で最も時間のかかるのは、全国及び盛岡管内ともに遺産分割事件である。遺産分割事件は、遺産を分割するという手続であるが、紛争の背景には相続人間の感情的な対立があったり、遺言の効力などの法律的な紛争が絡んでいたり、当事者となる相続人が多人数であるという場合があり、長期化する傾向にある。盛岡管内の場合、平均審理期間は年々短縮しているが、平成15年度は12.2箇月なので、解決に1年余りを要していることになる。全国平均では14.4箇月なので、盛岡の審理期間の方が少し短くなっている。

なお、事件総数が若干増加傾向にあるにもかかわらず審理期間が年々短縮しているのは、裁判所が事件の進行管理に積極的に取り組んでいることによるものと考えている。

ちなみに、少年事件の審理期間については、第3回の委員会で配布した少年事件に関する統計資料を参考にさせていただきたい。

- 私ども福祉総合相談センターの業務の延長上に、家事調停、家事審判及び少年事件がある。審理の終わり方のうち、不成立、取下げについての割合を教えてください。

次に、家事事件が増加傾向にある中で、人事訴訟事件が家裁に移管され、家裁

調査官の仕事が増えることが懸念されるが、それによって審理期間が長くなることはないのか。

さらに、私どもはDV、配偶者暴力相談支援センターになっており、DV相談、離婚相談等を受け、そのほか児童虐待の通告相談を受けることもあるが、在留外国人が関係する相談が年々増えている。家裁の家事調停に外国人が当事者となった場合には、日本人よりも手間がかかると思うが、そのことで審理期間が長くなるということはないのかを教えてほしい。

○（庶務担当）

平成15年の離婚調停に限れば、既済事件数は全部で760件、うち調停成立が358件、調停不成立が121件、取下げが263件である。

次に、事件増や人事訴訟の家裁移管に伴う審理期間の点であるが、現状は順調に処理されており、平均審理期間が長くなっているということはない。

なお、審判事件も毎年1割ないし2割増えているが、できるだけ即日処理に努めており、現時点では、事件増に伴い審理が長期化しているという状況はない。

○（庶務担当）

人事訴訟が家裁に移管されたのは、家裁調査官が親権の帰趨を争っているような事例について、家庭訪問をしたりして子供の状況等を調査することができるようにするという意味もある。したがって、例えば口頭弁論期日等において当事者が全員そろっているような場合に、その期日の終了後直ちに調査についての打合せをし、調査の日程を決める場面等が出てくると思う。次回の期日までに必要な調査をきちんと行い、家裁調査官が調査に関与することで全体の裁判の終結までの期間が延びないように配慮したいと考えている。

また、昨年、養育費や婚姻費用に関する算定方法について裁判官の研究の成果が発表され、これが実務で活用されている。これにより、従来行われていた家裁調査官による養育費や婚姻費用に関する計算業務がほとんどなくなり、人事訴訟における「子供の調査」にかかわっていただける態勢が整ったように思う。

人事訴訟事件は、これまで民事裁判で培われた争点整理手続や集中証拠調べなどについての実績を踏まえて審理することを前提としているので、家裁に移管された人事訴訟において、家裁調査官が関与をすることで審理期間が長引くというようなことがないように努力していきたい。

外国人事件については、調停委員や家裁調査官の中で外国語のできる者に事件を担当してもらい、通訳をつけないでも、何とか気持ちを酌み取りながら手続を進める方法で対応できる場合もある。今のところ外国人だから特別時間がかかって大変だったという思いはしたことがない。

○ 先ほど離婚調停では、三分の一程度が取下げで終わっているという統計数値の紹介があったが、当事者本人にとっては取下げと不成立との違いが分かっていないのが実情である。不成立と取下げでは法律的な効果も違うのに、相手が離婚に応じないから取り下げたという事件が非常に多いのではないかと思う。そのため、取り下げた事件は、次の離婚訴訟になかなか進まない。

人事訴訟法が改正され、例えば家裁調査官に調停の段階から裁判の段階まで継

続的に関与してもらって非常にスムーズにできるようにはなったが、裁判所の対応が割と不誠実で、きちんと説明されておらず、相手が応じないことを理由に取下げを勧められて取り下げたというのがどうも多いように感ずる。そこで、調停委員が本人に取下げと不成立の違いをきちんと説明し、本人がきちんと選択できるようにしていただければありがたい。法律相談において、裁判所から言われて取り下げたということを述べる人が結構いるので、この点について留意していただきたい。

- 取下げには円満解決した、又は、円満解決したい、ということを経由に取下げるといふものも含まれているが、指摘された厳しい部分は、重く受けとめて、教育・指導の糧にしたいと思う。ただ、私自身は不成立と取下げについては必ず説明はしているつもりである。また、書記官も取下げの経路をする際によく説明はしているつもりであるが、なお一層徹底したい。

なお、取下げの場合でも実質的な話し合いがされているときには、実務上は不成立の場合と同様に扱い、提起した人事訴訟は、有効と認められるものと思う。

- 取下げによって裁判所における解決が図られなかった場合に行き場を失った方が心配であるが、それをフォローする手立てはあるのか。

- 申立人に対して十分納得してから取下げするように勧めている。また、申立人が裁判で解決したいという場合には、不成立で終了させることを勧めており、心配されているようなことが起きないように心がけている。

- これまで環境・公害に係る業務に携わっていたが、公害関係の裁判が長期化していると思う。岩手県では、大きな公害事件はないが、裁判が長期化する原因として、例えば水俣病の場合には、患者の認定に不満を持つ人が裁判を起こしている例を耳にする。重症者は目に見える形で症状が出ているからすぐ認定されるが、軽症者は、判定も微妙であり、非常に不満があつてなかなか問題が解決しない。

また、現在、道路騒音や悪臭のような感覚的な公害で訴訟になっている例もある。身体的な損害を受けているかどうかの判断が非常に難しい事案である。個人差が大きく、同じような条件でも、体に障害が出る人と出ない人がいるし、悪臭などは、すごく気になるという人もいるし、気にならない人もいる。裁判所としても、このような問題についての判断は非常に難しいのではないかと思う。そこで、専門家を鑑定人にするということが必要になるが、専門家の判断自体も難しいのではないかと感じており、そのような要因から公害関係訴訟も大分長期化しているとの感想を持っている。

- (委員長)

今回の説明資料と統計資料を見て、「裁判は時間がかかりますか」というテーマとの関係で、どのような感想を持たれたか、お聞かせいただきたい。

送られてきた資料に最初に目を通したときに、裁判にまで持ち込んでくるのだから、当然それ相応の時間はかかるくらいその人にとっては大切なことではないかと思った。私は、きちんとした結論を導くためには、やはり時間をかけなければいけないのではないかと感じている。

- 長い、又は、短いといった感じ方には、個人差があると思う。刑事裁判は、悪

いことをした者を罰するプロセスという一面もあるので、反省してもらうためには少し長い方がいいという場合もあるかと思った。

また、子供やいろいろな人間関係にかかわることは、早目に対処した方がよいので、そういう事件は短めに終わらせるべきである。事件の性質によって、長く時間をかけてでも行わなければならないことであろうかと思うので、審理期間については長いとか、短いとか一口には言えないという感想を持った。

- 私は、具体的な数値を見て、裁判には時間がかかると言われている割には、「この程度なのか」というのが第一印象であった。私が当事者になった場合には、時間の長さよりも、費用の方が気になるだろうと思う。

時間がかかるといふのは、むしろ頭を冷やしやすい期間になるのかもしれないとも考えられる。

長いと感じるか、短いと感じるかは、ケース・バイ・ケースであり、その当事者の考えで、もっと時間をかけたいと思うかもしれないし、早く終わらせたいと思うかもしれないし、多様な要望があろうかと思う。弁護士にしても、裁判所にしても、そのような当事者の意見を酌んで処理できれば、それがベストではないか考える。

- 審理期間に関するデータを示されると、審理期間が意外に短いというふうに実感される方が多いと思う。私自身もいろいろなところで、裁判は時間がかかるのではないかと聞かれるが、8箇月ぐらいであると答えると、以外に短いという反応を示されることが多い。そうだとすると、裁判に時間がかかっているのは、主としてマスコミ等で報道される大きな事件だということが分かる。それが何年もかかっているために、裁判にこんなに時間がかかっていいのかという一般の人の素朴な認識が生まれるのだと思う。それをどうするかということが、私どもも含めた法曹の責任だと思う。もう一方で、こういう実態にある現状を国民に知ってもらう努力や工夫も必要ではないかと思う。

民事裁判にしても、刑事裁判にしても、幾ら無駄を省いても、裁判にまでなった事案なので、それなりの紛争性があり、厳しさがあるわけなので、審理期間が短かければいいという問題でもないと思う。やはり、それなりの審理期間は必要なので、もしも国民の意識と現状にギャップがあるのであれば、裁判所を中心とした、裁判に携わる人の一層の努力や工夫が必要だと思う。

- 裁判には時間がかかるものだといった論調になってきたが、それも納得しなければいけない一面はあるにしても、長い裁判はそれだけで罪であるという視点をきちんと見据えて冷静に考えてみる必要がある。裁判に時間がかかるのは当たり前であるなどと思ってしまえば、この問題は一つも解決しない。

裁判に時間をかけることは決して悪いことではないような逆の方向の結論が出そうになってきたので、一言反論させていただいた。

5 次回テーマについて

- (委員長)

本日は、テーマポイントのうち、「実際の裁判はどのくらいの時間がかかって

いるのか」という第1の点に関し、いわゆる客観的な事実について、各委員の間で認識を共有した上で、議論を深めようというアプローチをとった。裁判所の側から、裁判には実際のところどのくらいの時間がかかっているのかという客観的な事実を提供し、その情報を共有することを主眼とした場であったにもかかわらず、それに関する評価の面、つまり次回以降のテーマポイントにかかわる「現在の審理期間をどのように考えるか」という面についても貴重な意見をいただいた。また、審理期間の短縮のためにどのような方策が考えられるかという点や、現状を国民に伝えることが必要ではないかという点についても問題提起があった。

「実際の裁判はどのくらい時間がかかっているのか」という点については、本日の協議においてほぼ基本的な説明とそれを踏まえた意見交換がなされたものと思う。次回以降は、更に今回の協議を踏まえて、「現在の審理期間をどのように考えたらいいのか」という問題と「審理期間の短縮のためにどのような方策が考えられるのか」、そして、「裁判期間についての現状をどのように国民に伝えていくべきか」という点について皆さんからお知恵を拝借し、意見交換を行いたい。

本日のように、大変感性の鋭い意見を更にいただいて、県民の期待にこたえることのできる裁判所の運営に努力していきたいと思っている。次回の合同委員会にも是非ご出席いただいてご協議をお願いしたい（全員了承）。

6 次回の日程について

平成17年2月ごろに開催することです承された。

7 閉会あいさつ（田中委員長）

8 閉会（総務課長）